

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成29年6月19日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	岡田荘史
同	塩入学

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (平成26年度)	平成27年度の措置状況	平成28年度の措置状況	担当課
<p>2. 減価償却について (監査の結果等) ア【意見】 (報告書98ページ)</p>	<p>「長野市財務書類4表」に挙げられている分析の指標は、歳入対資産比率、純資産比率、社会資本等形成の世代間負担比率、基礎的財政収支の四つである。例として比較した各市を見ると、長野市より多くの分析の指標を載せているところのほうが多い。中には、「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」で示されている分析の指標のほとんどを載せている市もある。また、分析の説明についても、他市を見ると長野市より詳細に載せているところが多い。 財務書類の主たる利用者は住民である。住民のニーズを踏まえた分析を行い、住民にとって有益な情報を的確に示していくことが重要である。したがって、分析の指標の数を増やすことと説明をより詳細にすることを望みたい。</p>	<p>本市では、固定資産台帳が整備途上であることなどから、現時点において分析が可能である一部の指標について、評価、検証を行っている。 今後、国から新たな公会計基準が示された際に、改めて固定資産台帳の整備方法について再検討するとともに、有効な指標の提示も含め、市民への財務書類の分かりやすい公表に努めている。</p>	<p>本市では、固定資産台帳が整備途上であることなどから、現時点において分析が可能である一部の指標について、評価、検証を行っている。 今後、国から新たな公会計基準が示された際に、改めて固定資産台帳の整備方法について再検討するとともに、有効な指標の提示も含め、市民への財務書類の分かりやすい公表に努めていく。</p>	<p>総務省から、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備により客観性・比較可能性を担保した「統一的な基準」による地方公会計の整備方針が示され、長野市では平成28年度決算から新基準による財務書類の作成を予定しており、今後は新基準に基づく財務書類の分りやすい公表に努めていく。</p> <p>財政課</p>
<p>2. 減価償却について (監査の結果等) ウ【意見】 (報告書99ページ)</p>	<p>長野市では、財務書類の作成は総務省方式改訂モデルで行っている。したがって、行政財産については決算統計データから数値を持ってきているため、基準モデルの取り扱いに基づいた処理はしていないとのことである。企業会計に近い減価償却を行うためには、まず固定資産台帳が必要となる。したがって、早期に固定資産台帳の整備に取り組むことを望みたい。</p>	<p>現在、より正確な財産の把握や、新たな基準による固定資産台帳を見据え、その基礎となる公有財産台帳について整備が不十分な項目の調査及びデータ化作業等を進めており本年度(平成26年度)完了する。 今後、国から新たな公会計基準が示された際は、他の財務書類と整合する固定資産台帳の整備方法を再検討し、早期の作成に取り組む。</p>	<p>公会計制度の導入に向け、統一的な基準による財務書類の作成に必要な固定資産台帳の整備に着手。 H27年度において、H26に行った資産の棚卸しを元に、インフラ資産の資料収集整理及び固定資産台帳データ整備を実施。 H28年度当初からインフラ資産の取り込みを行い、以降、固定資産台帳として整備・活用を行っていく。</p>	<p>既存の台帳(行政財産)については、取得日付、取得金額等の項目を調査・確認し、簿価算定を実施。一方、インフラ資産については、公会計に基づいた簿価算定後の資産データ(H27年度末現在)を取り込んだ。 また、平成28年度からは、公会計に対応した事業用資産、インフラ資産の公有財産異動報告の入力を開始したことから、新公会計に適合した固定資産台帳が調い、企業会計に近い財産の把握が可能となった。</p> <p>管財課</p>
<p>Ⅲ 未収金等 3. 保育所保育料 (監査の結果等) イ 保育士の意見を聴取したうえで、保育料滞納額徴収事務手続きに関する要領等について検討されたい。 【意見】 (報告書172ページ～173ページ)</p>	<p>滞納額が発生した場合に採られる一連の手続きについては4つのパターン化したオペレーション図があるが、この図について聞き取りを行ったところ、このオペレーション図は過去において実務上の対応を考えなければならない必要性から作成されたものであり、滞納債権の回収マニュアルとするには不足しているとのことであった。それ故にオペレーション図では、法的措置についての流れが不明であり、実際に法的手続きはとられていない。 基本的に園児保護者と密接な関わりを持つのは現場の保育士であり、このような観点からすると、一度現場保育士の意見等を聴取し、必要があればその意見を参考に保育料滞納額徴収事務手続きに関する要領を検討することも必要と判断した。 よって、滞納が発生した場合の、保育料滞納額徴収事務手続きに関する要領の検討をされたい。</p>	<p>保育料滞納額徴収事務手続きに関する要領等については、現在、滞納処分までの法的措置についての事務フロー図を作成し、更に滞納処分までの事務について整理している。 今後、滞納処分による滞納債権の回収ができるよう、保育士の意見等を聴取した上で、現在のマニュアルを見直す。</p>	<p>保育料滞納額徴収事務手続きに関する要領等については、現在、滞納処分までの法的措置についての事務フロー図を作成し、更に滞納処分までの事務について整理している。 今後、滞納処分による滞納債権の回収ができるよう、保育士の意見等を聴取した上で、現在のマニュアルを見直す。</p>	<p>保育料滞納額徴収事務手続きに関する要領等については、滞納処分までの法的措置についての事務フロー図を作成し、更に滞納処分までの事務について整理した滞納事務マニュアルを作成した。 保育士の意見では保育所での督促状及び催告書を保護者に手渡しすることで収納率の向上が図られるとの意見が多いため、引き続き実施することとし、同マニュアルにも規定している。</p> <p>保育・幼稚園課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (平成26年度)	平成27年度の措置状況	平成28年度の措置状況	担当課
<p>5. 市営住宅及び駐車場使用料 ア 悪質かつ長期滞納者に対するための権限の強化について検討されたい【意見】 (報告書198ページ)</p>	<p>悪質かつ長期滞納者は、一方的な持論によって家賃の支払いを履行しない者がいる。これに対抗するには法的措置で戦うしか方法はない。例えば、裁判所を通じて支払督促を実行する場合、支払督促の申立→督促異議がない場合→仮執行宣言の申立→仮宣言付支払督促異議がない場合→支払督促の確定の手順を踏んでいく。しかし、督促異議が生じた場合には、訴訟に移行することとなり、訴訟するには議会の議決が必要になってしまう。そうなると訴訟を継続するのは難しいことから、中々今までは支払督促の手続きに踏み込まず、思うような債権回収に至らない。このような状況を踏まえ、支払督促に対して債務者より異議が生じた場合には市長専決処分により訴訟係争ができるよう検討されたい。</p>	<p>「市長専決処分」については、地方自治法第180条に「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分ができる」と規定されており、一義的には議会の判断によるものである。 今後、他市における「市長専決処分」の状況等も踏まえ、調査・研究していきたい。</p>	<p>訴えの提起等に係る「市長専決処分」については、他自治体において制定している実例がある。専決事項については、住宅課所管の事項以外にも制定事項が予想されるため、今後も引き続き他自治体の制定状況等を調査しつつ、関係課とも協議しながら制定について研究していきたい。</p>	<p>住宅課</p> <p>市長専決処分については、法で認められている権限ではあるものの、議会での議決権限を制限する形になるため、その行使は自ずと慎重であるべきものとする。また、支払督促を実行するには、差し押さえ可能な財産(債権等)が存在するのが前提となる。そのため、悪質な長期滞納者で差し押さえ可能な財産がある場合には、訴訟移行を前提とし、議会の開催に合わせた形でスケジュール管理をしつつ支払督促を実行することで対応したい。 なお、28年度は、13名に対し支払督促実施を前提とした催告を実施した結果、自主納付、納付誓約につながり、また、1名に対し訴訟の提起について議会の議決を得たが、自主退去により解決している。</p>
<p>5. 市営住宅及び駐車場使用料 イ 生活弱者世帯に対する家賃滞納債権につき処理が進む方法を検討されたい【意見】 (報告書198ページ)</p>	<p>生活保護世帯、母子世帯、障害者等の世帯等で、明らかに生活弱者と思われる世帯において、長期滞納者又は長期滞納を原因とした高額滞納者について対応はどのようにあるべきかを考える必要がある。 そもそも市営住宅家賃は、入居者の収入を前提に家賃が決定されるが、生活弱者の場合には収入だけで判定されるのは不十分な部分があると思われる。例えば生活保護の場合には最低限の扶助費であり、母子家庭では、子供の成長にどれだけのお金をかけるかによって違ってくる。また、障害の程度によっては介助器具等のコストの問題によっても違ってくる。 このように生活弱者世帯の場合、長期滞納債務者に該当した場合のような対応をしたら良いのかを検証するべきである。生活弱者といっても、個々の状況により対応は違ってくると思われる。当然、支払督促は実行されるべきであるとは考えるが、明渡訴訟に踏み切るとは制度の趣旨からして難しいと思われる。しかしながら、速やかな債権処理を念頭に置けば放置はできない。従って、市長専決処分により裁判所を利用した調定・即決和解等について検討されたい。</p>	<p>現在、議会の議決を経て裁判手続きを開始したものについては、調停・即決和解に積極的に応じている。 「市長専決処分」については、地方自治法第180条に「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分ができる」と規定されており、一義的には議会の判断によるものである。 今後、他市における「市長専決処分」の状況等も踏まえ、調査・研究していきたい。</p>	<p>訴えの提起等に係る「市長専決処分」については、他自治体において制定している実例がある。専決事項については、住宅課所管の事項以外にも制定事項が予想されるため、今後も引き続き他自治体の制定状況等を調査しつつ、関係課とも協議しながら制定について研究していきたい。</p>	<p>住宅課</p> <p>市長専決処分については、法で認められている権限ではあるものの、議会での議決権限を制限する形になるため、その行使は自ずと慎重であるべきものとする。また、支払督促を実行するには、差し押さえ可能な財産(債権等)が存在するのが前提であり、生活弱者世帯のうち生活保護世帯は差し押さえ可能な財産がほとんど無い場合、分割納付等により少しずつ滞納額を減らすよう指導していくことが最善と考える。 一方、母子世帯及び障害者世帯等については差し押さえ可能な財産が存在することもあり得るため、支払督促が有効な手段と考えるが、その実行については、訴訟移行を前提とし、議会の開催に合わせた形でスケジュール管理をしつつ対応することとしたい。 なお、28年度は、13名に対し支払督促実施を前提とした催告を実施した結果、自主納付、納付誓約につながり、また、1名に対し、訴訟の提起について議会の議決を得たが、自主退去により解決している。</p>
<p>11. 生活保護法に基づく返還金 イ 不正受給者への対応【意見】 (報告書244ページ)</p>	<p>平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適性に運営するための手引」において告訴等の手順が示され、長野市においても「不正受給事案の告訴等の検討を行う判断基準」(平成22年3月31日)が定められているが、告訴した事案はない。 自治体が、市民に対して、裁判手続をとったり、あるいは告訴をすることは感情として積極的になれないが、78条における不正受給者のうち、悪質な者に対しては、生活保護法ないし刑事上の処罰規定を明記して、場合によっては長野市においても、告訴等を検討することもある旨をより明確に周知し支払いを求めるべきである。</p>	<p>不正受給者への対応については、対象となりそうな事案に対して、訪問指導等により納付を催促するとともに、告訴等も検討する旨を周知し、少しでも徴収できるよう、分割納付を勧める。 指導等に従わない場合は、「不正受給事案の告訴等の検討を行う判断基準」に基づきケース検討会議を開催し、告訴等を検討する。</p>	<p>不正受給者への対応については、対象となりそうな事案に対して、訪問指導等により納付を催促するとともに、告訴等も検討する旨を周知し、少しでも徴収できるよう、分割納付を勧めるなど、「不正受給事案の告訴等の検討を行う判断基準」に基づきケース検討会議を開催し、告訴等について検討する。</p>	<p>生活支援課</p> <p>生活保護法第78条に基づく不正受給の徴収金については、確実に徴収を行うため、法第78条の2(保護金品との調整)による徴収方法に改め、改善を図った。 なお、法第78条の2による徴収ができない者及び納付に応じない者については、ケース検討会議を定例的に開催することで、告訴等を検討するための体制を整備した。</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (平成26年度)	平成27年度の措置状況	平成28年度の措置状況	担当課	
<p>11.生活保護法に基づく返還金 ウ 履行延期、分割納付、徴収停止、債務の免除、法的措置をすべき債権管理区分を明確に管理すべきである。【意見】 (報告書245ページ)</p>	<p>滞納者の返還金・徴収金滞納整理簿を確認したところ、1件について記録からは平成25年1月30日承認の履行延期について「債権の内容」の欄は非承認と記録されたままになっており、時効管理の上で、適時に正確な記録を残されたい。又、不納欠損の記録からは、転出先が不明となっているが徴収停止がされていない事例、履行延期申請の再提出がされておらず債務の承認が不完全で時効中断できない事例、死亡の確認が遅れて時効の中断ができない事例があった。 平成22年度、23年度、24年度と毎年未収金額が増えており、過年度分の未収も結果増加している。事務処理規定では履行延期による分割納付の件数は183人となっており、履行延期の手續を精力的に進めているが、履行延期を確実に実施し時効の中断を行い、履行延期できないケースについては徴収停止や債務の免除、法的措置を検討すべきである。そして、最終的に手段を尽くしたが回収できない債権は不納欠損することになる。それぞれの個別の事情を考慮し、これらの区分を明確にすることにより債権管理を効率化し、回収を図るべきである。</p>	<p>「返還金等の滞納者に対する事務処理規定」に基づき、ケース会議の協議を行い、履行延期・分割納付・徴収停止等を行う。また、それらの処分について、返還金・徴収金滞納整理簿に記録し、債権管理を行う。 なお、整理簿については、ケースワーカーが実施した内容を記録している。</p>	<p>「返還金等の滞納者に対する事務処理規定」に基づき、ケース会議の協議を行い、履行延期・分割納付・徴収停止等を行う。また、それらの処分について、返還金・徴収金滞納整理簿に記録し、債権管理を行う。 なお、整理簿については、ケースワーカーが実施した内容を記録を継続していく。</p>	<p>生活保護費の返還金の不納欠損処理については、国庫負担金の精算を伴うため厚生労働省と事案ごとに協議の上、適正な処理を行うこととした。 「返還金等の滞納者に対する事務処理規定」に基づき、ケース会議の協議により、履行延期・分割納付・徴収停止等を行うことを平成29年1月に担当課内で確認した。 また、それらの処分などケースワーカーが実施した内容を、「返還金・徴収金滞納整理簿」に記録し、債権管理をしている。</p>	<p>生活支援課</p>
<p>12.児童手当返還金 エ 滞納者に対する事務処理規定を整備されたい。【意見】 (報告書250ページ～251ページ)</p>	<p>児童手当返還金について納付のない者に対する事務処理規定が定められていない。そのため、『督促』、『納入指導』、『催告』、『記録』、『履行延期』、『分割納付』、『徴収停止』等の具体的事務について定め、執行すべきである。 また、これらの債権発生(納入通知日)、督促状(指定納期限)、分納誓約の状況、消滅時効等を記入できる債権管理簿を整備する必要がある。</p>	<p>債権管理簿については、該当者が少数のため個別で管理できると考え、作成していなかった。 時効等が容易に確認できるよう、成26年3月に「債権者一覧」を新たに作成したが、現行の児童手当専用システムに連動したものでないため、平成27年度に行う現行のシステム改修に合わせて、新たな個別の債権管理簿を作成して改善を図る。 また、事務処理規定については、平成26年度中に整備していく予定である。</p>	<p>27年度のシステム更新が当初予定していた時期より遅くなった。 そのため、新システムが本稼動した後、システムでの一連の業務を確認出来次第、新たな個別の債権管理簿を作成して改善を図る。 なお、事務処理規定については、まだ未整備であるが、債権管理簿と同様に新システムが本稼動した後、整備する。</p>	<p>債権管理簿については、整備した。 滞納者に対する事務処理規定については、今年度から本稼動したシステムでの一連の業務を確認し、整備した。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>13.児童扶養手当返還金 ウ 事務処理規定及び債権管理台帳の整備 【意見】(報告書258ページ～259ページ)</p>	<p>児童扶養手当返還金の債権の管理については事務処理規定が整備されていないので整備されたい。生活保護費返還金の事例を参考に督促、納入指導、催告、記録、履行延期、分割納付、徴収停止、債務の免除、不納欠損等について事務処理規定を整備されたい。現在記録は「児童扶養手当債権納入計画・管理表」によって管理されているが分割納付、履行延期、督促状発行、時効成立、徴収停止等の記録が納入指導経過に記録されており、判読しにくいと確認できず、時効等を確実に管理できる債権管理簿を作成されたい。</p>	<p>債権管理簿の作成については、該当者が少数のため管理できると考え、作成してなかった。 時効等が容易に確認出来るよう、平成26年3月に「債権者一覧」を新たに作成したが、現行の児童扶養手当専用システムに連動したものでないため、平成27年度に行う現行のシステム改修に合わせて、新たな個別の債権管理簿を作成して改善を図る。また、事務処理規定については、平成26年度中に整備していく予定である。</p>	<p>27年度のシステム更新が当初予定していた時期より遅くなった。 そのため、新システムが本稼動した後、システムでの一連の業務を確認出来次第、新たな個別の債権管理簿を作成して改善を図る。 なお、事務処理規定については、まだ未整備であるが、債権管理簿と同様に新システムが本稼動した後、整備する。</p>	<p>債権管理簿については、整備した。 滞納者に対する事務処理規定については、今年度から本稼動したシステムでの一連の業務を確認し、整備した。</p>	<p>子育て支援課</p>